

平成23年11月22日

九州電力株式会社 殿

第三者委員会元委員

郷原 信郎

阿部 道明

古谷 由紀子

第三者委員会報告書に関するご質問について

貴社より受領した11月16日付「第三者委員会報告書に関する疑問点について」と題する書簡について、添付の回答書の通りご回答致します。

なお、本回答の貴社ウェブサイトへの掲載について、郷原から、以下のようにご連絡しているところです。

16日に貴社からメール送付を受けた質問状に関して、回答書全文のウェブサイトへ掲載の確約をお願いしていましたが、「具体的な回答については掲載し、総論部分についても当社の質問に対する具体的なものは、掲載いたします。詳細については、回答を頂いた上で判断いたします。」との返答しか頂いておりません。

質問状全文を自社ウェブサイトに掲載しておきながら、回答書を一部だけしか掲載しないなどということは、社会常識的にあり得ないことだと思います。当然、回答書全文が掲載されるとの前提で期限内に回答書を送付致します。もとより、この回答書には、貴社からの質問状に対する「回答」のみ記載し、それ以外の「余事記載」を行うつもりは全くありません。

もし、回答書を「つまみぐい」して掲載するなどの不当な取扱いなされた場合には、当方で然るべき措置をとることになることを申し添えます。

これに加え、回答書にも記載している通り、貴社質問状では、当職の記者会見での発言やメールマガジン、梅林報告書等から、貴社にとって都合のよい部分だけを「つまみ食い」をして疑問点を捏造することが平然と行われています。そのような質問状を貴社ウェブサイトに公表して、第三者委員会報告書に関して誤解を生じさせることは極めて不誠実な態度と言わざるを得ません。ここに嚴重に抗議致します。

そのような貴社の質問状による誤解の解消の必要もありますので、速やかに別紙を含む本回答書全文を掲載されるよう要求致します。

(以下は、郷原からの付言)

契約期間終了後であるのに、今回のような膨大な量の質問に対する回答の依頼を行われた根拠についてお尋ねしたところ、「すでに契約済みの報告書(成果物)に対する疑問点の質問であり、これまでの契約に含まれていると考えます」というような回答のメール送付を受けましたが、貴社の質問状の内容を見る限り、根拠のない、或いは的外れな「疑問」ばかりであり、第三者委員会報告書に対する正当な疑問とは到底言えないものである

ことは明らかなです。貴社と当方との「契約に含まれている」ものではないことは明らかであり、当方としては何ら回答する義務はありませんが、第三者委員会報告書の公益性の性格に鑑み、膨大な労力をかけてあえてお答えしたものであることを申し添えます。